令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第７号)」の概要

１　令和７年度税制改正において防衛特別法人税が創設されたことに伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件（令和３年国税庁告示第 17 号）において、通算親法人の暗証符号の入力を省略できる場合として通算親法人の法人税等に係る税務書類の作成の委嘱を受けた税理士が代理送信をする場合を定めているところ、当該税理士が委嘱を受けた税務書類の作成に係る対象手続に防衛特別法人税を追加するものである。

２　この告示は、令和８年５月 25 日から適用する。